

(案)

平成 30 年 月 日

富山県知事 石 井 隆 一 殿

富山県子育て支援・少子化対策県民会議

会長 金 岡 克 己

子育て家庭に対する今後の支援施策について（答申）

平成 29 年 8 月 4 日付け少県第 146 号で貴職より本県民会議に諮問のありましたこのことについて、別添のとおり答申します。

貴職におかれては、この答申に基づき、子育て支援施策が着実に推進されることを期待します。

富山県子育て支援・少子化対策県民会議

子育て家庭に対する今後の
支援施策についての報告書

(答申案)

平成30年1月

富山県子育て支援・少子化対策県民会議

目 次

1. はじめに	2
2. 施策の方向性	
I 家庭・地域における子育て支援	3
II 仕事と子育ての両立	4
III 子どもの健やかな成長の支援	5
IV 次世代を担う若者への支援	5
V 経済的負担の軽減	6
VI 子育て支援の気運の醸成	7

参考

・子育て家庭に対する今後の支援施策について（諮問）	11
・子育て家庭に対する支援施策検討部会の設置要綱	12
・子育て家庭に対する支援施策検討部会委員名簿	13
・子育て支援・少子化対策県民会議及び 子育て家庭に対する支援施策検討部会開催状況等	14

(以下、検討部会報告書と同一内容のため添付省略)

資料編

・県民会議、検討部会で出された主な意見要旨	17
・「子育て支援サービスに関する調査」結果の概要について	25

1. はじめに

本県のみならず、全国的にも少子化・人口減少に歯止めがかからない状況であり、少子化問題は最重要課題となっている。子どもを安心して産み、育てることができる環境を整備し、子どもが健やかに育つことができる社会の実現のために、総合的な少子化対策に取り組むことが必要である。

そのため、国では、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月よりスタートした。また、県においては、「子育て支援・少子化対策条例」などに基づき、平成27年3月に「かがやけとやまっ子 みらいプラン」を策定し、子どもの笑顔と元気な声があふれる活気ある地域社会の実現を目指し、各般の施策を進めてきた結果、病児・病後児保育などの特別保育や放課後児童クラブの実施箇所数の増加、仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備に取り組む企業の増加など、一定の成果が表れてきているところである。

しかしながら、平成28年人口動態統計によると、富山県の合計特殊出生率は1.50で、その前年に21年ぶりに回復した1.50台を維持しているものの、県民希望出生率の1.9とは依然として開きがある。また、県民が理想とする子どもの数と実際の子どもの数に乖離がある状況である。

こうした状況を踏まえ、富山県子育て支援・少子化対策県民会議は、知事の諮問を受け、昨年8月から、子育て家庭に対する支援施策検討部会において、これまで3回の会議を開催し、今後の子育て家庭に対する支援施策について検討を進めてきた。

また、子育て家庭のニーズにマッチした支援を進めるため、昨年8月から9月にかけて行われた未就学児や小学生を持つ子育て家庭に対する意識調査も踏まえ、様々な観点から検討を行ってきた。

国においては、昨年12月に「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定され、3歳から5歳までのすべての子どもの幼稚園・保育所・認定こども園の費用の無償化、0歳から2歳児については住民税非課税世帯を対象として無償化を進めること等の幼児教育・保育の無償化の方針や、保育の受け皿整備の方針が示されたところである。

今般、こうした国の状況も踏まえ、本県における子育て家庭のニーズに即した今後の子育て支援策の方向性について意見のとりまとめを行ったので、ここに報告する。

平成30年1月

富山県子育て支援・少子化対策県民会議
会長 金岡 克己

2. 施策の方向性

I 家庭・地域における子育て支援

県では、平成 27 年 3 月に策定した「かがやけ とやまっ子 みらいプラン」に基づき、子育て支援・少子化対策の取組みを推進し、特別保育や放課後児童クラブの実施箇所数の増加など、一定の成果を挙げているが、本年度県が行った意識調査では、子育て家庭の保育等サービスに対する更なる拡充を望む意見がある。一方、事業者からは、人材不足によりサービスの拡充が図れないとの意見がある。

ニーズが高まっている特別保育の充実や、低年齢児の年度途中入所に対応するには、保育人材の確保が不可欠であり、保育士等のキャリアアップの仕組みの構築や処遇の改善、潜在保育士の掘り起こし等、人材確保に努める必要がある。

また、子ども・子育て支援新制度で制度化された家庭的保育事業や地域の子どもを受け入れる事業所内保育などの仕組みを使って地域の多様なニーズに応じ、きめ細かな保育の提供を促進するため、税制面での優遇措置の拡充など、事業者のインセンティブが働く仕組みづくりが必要である。

病児・病後児保育については、仕事と子育ての両立を図るうえで、その果たす役割が高いことから、市町村等に事業実施にかかる情報提供や設置に向けた働きかけを行い、実施箇所や受入れ枠の拡大を図ることが必要である。特に、医師との連携を図ることなどにより、地域の子どもを幅広く受け入れる病児対応型、病後児対応型施設の設置促進を図ることが必要である。

放課後児童クラブについては、地域によっては希望する児童が利用しにくい状況があることや、意識調査からは開設時間の延長を望む意見があることから、クラブのさらなる設置促進や開設時間の延長などの充実、放課後児童支援員の処遇改善等による人材の確保を図ることが必要である。

核家族化、晩婚化・晩産化などに伴う孤立化により、「産後うつ」等の妊産婦のメンタルヘルスケアの充実が求められており、リスク調査結果を活用した「産後うつ」対策や市町村と連携した妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実・強化が必要である。

子育ての負担感を軽減するためには、身近な場所に相談しやすい場所があることが重要であることから、引き続き子育て親子の交流の場や子育て支援情報の提供などを行う子育て支援センターの設置促進を図ることが必要である。

また、様々な子育て支援施策はあるが、制度の周知が課題であるとの指摘もあり、子育て家庭が子育てに関する必要な情報を容易に得られるよう、情報提供の方法を工夫することが必要である。

さらに、子どもの急な体調不良やけが等に保護者等が気軽に電話相談できる小児救急電話「#8000」の積極的な利活用も有効と考えられる。

加えて、地域における子育て支援の取組みを促進するため、子育て支援団体・子育てサークル等の活動を支援するとともに、子育て経験者など、地域において子育て支援活動ができる人材の育成に取り組むことが大切である。

Ⅱ 仕事と子育ての両立

仕事と子育てを両立するためには、働きやすい職場環境づくりを進めことが重要である。

次世代法に基づく一般事業主行動計画策定の義務付け対象を、平成 23 年 4 月から条例により法定規模（従業員 101 人以上）を上回る従業員 51 人以上の企業としており、さらに平成 29 年 4 月からは、従業員 30 人以上の企業に拡大している。小規模な企業の計画策定や、更新時期を迎える企業の計画の内容の充実に向けた支援を行うとともに、国や県の支援策のきめ細かい情報提供に努めることが必要である。

また、平成 29 年 7 月に設立した「イクボス企業同盟とやま」のネットワークの拡大に努め、経営者の意識啓発や職場風土の改善への取組みを支援することが重要である。

さらに、男性の家事・育児への参画を一層促進することが必要である。

加えて、出産等を機に退職した女性の再就職については、多様なニーズに対応した支援に引き続き取り組むことが大切である。

Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援

地域において子育てや家庭教育を支える環境が大きく変化していることから、家庭教育に関する情報提供、相談体制を充実させ、家庭の教育力の向上を図ることが重要である。特に、「親学び講座」を乳幼児期の親から実施するなど、子育てについて相談できる仲間づくりや情報共有の場の提供を支援していくことが必要である。

また、これから結婚する人をはじめ、中学生、高校生などに対し、子どもを生み育てることの喜び、楽しさや重要性などを知ってもらうことが大切である。

このため、引き続き学校教育において子育てに関する指導を推進するとともに、社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業や高校の家庭科・インターンシップ等における保育体験や介護体験を実施していくことが大切である。

Ⅳ 次世代を担う若者への支援

未婚化、晩産化が進行しており、妊娠・出産年齢の上昇に伴う妊娠・出産のリスクについて理解を促すため、若い世代に対し、妊娠や女性特有の健康管理等についての正しい知識を普及啓発するとともに、結婚や妊娠・出産、子育てをライフプランに適切に位置づけるための理解を広めていくことが必要である。

また、中学生・高校生が富山で働き、子育てをする良さを感じたり、自分のライフプランを考えたりすることが大切である。地域で活躍する方から直接講話を聞くなど、生徒が主体的にライフプランについて考える機会や、乳幼児と触れ合い、乳幼児の保護者から話を聞くことで、子育ての喜びを感じたり家庭の大切さについて考えたりする機会等、引き続きライフプラン教育の普及・充実を図っていくことが必要である。

V 経済的負担の軽減

県では、当部会の平成27年1月の報告書等に基づき、平成27年度からの第3子以降保育料原則無料化等の保育料の軽減に取り組み、本年度の意識調査では、「子育てに役立つ施策」について、「保育料等の支援・軽減」とする回答が、前回(平成25年度)の52.8%から42.5%となり、無償化の取り組みによる一定の成果が出ているものと思われるが、順位は前回と同じ1位であり、今後も経済的負担軽減は重要である。

一方、国においては、昨年12月に閣議決定された2兆円規模の「新しい経済政策パッケージ」の中で「幼児教育・保育の無償化」について方向性が示され、3～5歳児については全ての子どもの無償化が、0～2歳児については住民税非課税世帯の子どもの無償化が行われることとなった。(5歳児は31年度から、その他は32年度から)

こうした国の無償化の方針を踏まえて、経済的に厳しい状況にある一定の世帯等に対する支援について検討することが必要である。

さらに、持ち家率が高い本県において、自分の家を持ち、かつ、希望どおりの数の子どもも持てるよう、引き続き住宅の取得・リフォームを行う子育て家庭に対する低利融資制度(多子世帯、三世帯同居は実質無利子)で支援を行うとともに、不動産取得税の減免制度と併せ、積極的に制度の周知に努めることが大切である。

また、多子世帯については、大学進学時における学費等の負担が大きいことから、教育費への支援が重要である。

このため、多子世帯向け低利融資(23歳以下は実質無利子)について、今後とも、融資枠を確保することが必要である。

さらに、子育て応援券について、保護者のニーズを踏まえた対象サービスの充実を図るなど、使いやすい制度となるよう工夫するとともに、引き続き保護者への周知に努め、利用促進を図ることが必要である。

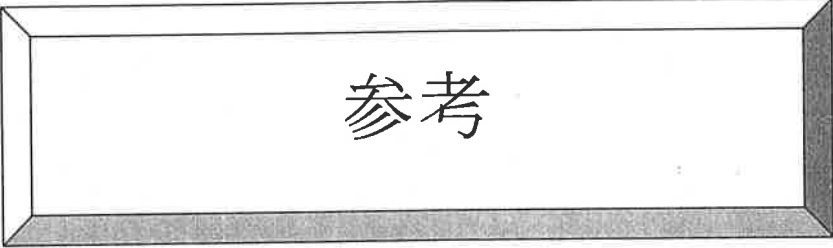
乳幼児等の医療費助成を受ける際には、福祉医療費請求書を医療機関に提出することになっており、不足の都度、市町村の窓口に取りに行くことが負担であるとの声がある。子育て家庭への円滑な医療提供に向けた検討は重要であることから、市町村と連携し、福祉医療費請求書の電子データ化を進める必要がある。

また、子どもを持ちたいと希望する夫婦が、経済的負担が重いことにより、子どもを持つことをあきらめることがないよう支援が必要である。

VI 子育て支援の気運の醸成

子どもを持つ若い人たちが、子育てを前向きにとらえられるよう、子育ての喜び・楽しさ等についての啓発を進めるとともに、子どもの成長や子育てを社会全体で支援する必要性について県民の理解を促進するため、とやま子育て応援団等を活用し、社会全体が子育てを支援する気運の醸成を図っていく必要がある。

漢・新編の経緯と著者 一
漢・新編の経緯と著者 一
漢・新編の経緯と著者 一
漢・新編の経緯と著者 一
漢・新編の経緯と著者 一
漢・新編の経緯と著者 一



参考



少 県 第 146 号
平成 29 年 8 月 4 日

富山県子育て支援・少子化対策県民会議会長 殿

富山県知事 石 井 隆



子育て家庭に対する今後の支援施策について（諮問）

とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例第 33 条第 2 項の規定により、子育て支援・少子化対策の推進に関する重要事項として、子育て家庭に対する今後の支援施策について諮問します。

（諮問の趣旨）

子育て支援については、国の「ニッポン一億総活躍プラン」や「骨太の方針」などにおいて重要課題の一つとして位置付けられ、また、県が本年実施した県民意識調査においても、「子どもの健全育成」や「子育て支援」が、重要度の 1 位・2 位となるなど、社会的関心やニーズが高い状況にある。

これまで、県では、平成 27 年 3 月に子育て支援・少子化対策県民会議から答申された「子育て家庭に対する支援施策についての報告書」や、同時期に策定した基本計画「かがやけ とやまっ子 みらいプラン」に基づき、各般の施策を進めてきた結果、病児・病後児保育などの特別保育や放課後児童クラブの実施箇所数の増加、仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備に取り組む企業の増加など、一定の成果が現れてきている。

一方、平成 28 年人口動態統計によると、富山県の合計特殊出生率は 1.50 で、その前年に 21 年ぶりに回復した 1.50 台を維持しているものの、県民希望出生率の 1.9 とは依然として開きがある。

また、平成 25 年に県が実施した意識調査によると、理想の子どもの数について、58.3%の人が 3 人以上と答えたのに対し、実際に 3 人以上の子どもを持つつもり又は持ったと答えた人は 38.8%にとどまっており、理想とする子どもの数と実際の子どもの数には乖離がある状況である。

こうした状況を踏まえ、子育て家庭に対する今後の支援施策について諮問するものである。

子育て家庭に対する支援施策検討部会の設置要綱

(設置)

第1条 とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例施行規則（平成21年富山県規則第35号）第3条第2項の規定に基づき、富山県子育て支援・少子化対策県民会議（以下「県民会議」という。）に、子育て家庭に対する支援施策検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例（平成21年富山県条例第28号）第33条第2項第2号に規定する子育て支援・少子化対策の推進に関する重要事項として、多子世帯の負担軽減を中心とした子育て家庭に対する支援施策について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 部会は、県民会議委員及び専門委員若干人で組織する。

2 部会に属する県民会議委員は、会長が指名し、専門委員は、部会の調査審議すべき事項に関し識見のある者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は1年とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、県民会議委員の中から会長が指名する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、また必要な資料の提出を求めることができる。

(部会の報告)

第6条 部会長は、部会が第2条の規定により定められた多子世帯の負担軽減を中心とした子育て家庭に対する支援施策についての調査審議が終了したとき、又は会長が求めるときは、部会で調査審議した事項又は調査審議の経過を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、厚生部子ども支援課において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

富山県子育て支援・少子化対策県民会議
子育て家庭に対する支援施策検討部会委員名簿

(任期:H29.8.4~H30.8.3)

(五十音順・敬称略)

役職等	氏名	備考
県民会議本体委員		
富山県私立幼稚園・認定こども園協会 理事	上 田 雅 裕	
富山県婦人会 理事	尾 栢 光 江	
富山大学理事・副学長	神 川 康 子	部会長
富山県PTA連合会 副会長	久保田 真砂美	
富山県保育連絡協議会会長	小 島 伸 也	
富山県町村会(朝日町長)	笹 原 靖 直	
富山県市長会(氷見市長)	林 正 之	
富山短期大学学長	宮 田 伸 朗	
日本青年会議所富山ブロック協議会 会長	山 崎 真 (碓井 哲也)	(碓井哲也氏はH29.12.31まで)
富山県母親クラブ連合会 会長	和 田 麗 子	
専門委員		
富山県小学校長会 会長	清 田 秀 夫	
子育てサークルプリプリキッズ代表	傍 田 裕 子	
女性クリニックWe富山院長	種 部 恭 子	
株式会社富山第一銀行 人事企画部副調査役	野 崎 淳 子	

氏名の()内は前任者

計14名

子育て支援・少子化対策県民会議及び

子育て家庭に対する支援施策検討部会開催状況等

区分	時期	主な内容等
県民会議	平成 29 年 8 月 4 日	○平成 29 年度第 1 回県民会議において、知事から諮問 「子育て家庭に対する今後の支援施策について」 部会における検討を決定
検討部会	8 月 28 日	○第 1 回検討部会 <div style="border: 1px dashed gray; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・部会における検討について ・子育て支援策に関する「意識調査」の実施について ・少子化の現状と課題について ・子育て支援の取組みについて ・県民会議（8 月 4 日開催）における主な意見について 等 </div>
	8 月～9 月	○子育て家庭に対する意識調査の実施 (アンケート調査及びヒアリング調査)
検討部会	11 月 1 日	○第 2 回検討部会 <div style="border: 1px dashed gray; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭に対する意識調査の概要について（報告） ・子育て家庭に対する今後の支援施策の方向性等について 等 </div>
	12 月 8 日	○国「新しい経済政策パッケージ」閣議決定
検討部会	平成 30 年 1 月 12 日	○第 3 回検討部会 <div style="border: 1px dashed gray; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭に対する今後の支援施策についての報告書 (案) とりまとめ </div>
県民会議	1 月 18 日	○平成 29 年度第 2 回県民会議 部会における検討報告、県民会議報告書取りまとめ

「資料編」は、「子育て家庭に対する今後の支援施策について
の報告書」（子育て家庭に対する支援施策検討部会）と同一内容
のため、添付省略

資料編

目 次

	ページ
1 県民会議・検討部会で出された主な意見・・・・・・・・・・	17
2 子育て家庭に対する意識調査結果の概要・・・・・・・・・・ （アンケート調査結果及びヒアリング調査結果）	25

